

成年後見制度の利用をお考えの方へ

これは、制度と神戸家庭裁判所での申立手続の概要を説明したものです。

なお、この説明書のほか、最高裁判所作成のパンフレット『成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 』も併せて参考にしてください。これは家庭裁判所に備え置いてあるほか、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp> の「裁判手続の案内」の末尾に「各種パンフレット」の1つとして掲載されています。

また、制度を分かりやすく説明したDVDビデオの視聴コーナーも設けています。ご希望の方はお申出ください。

第1 成年後見制度について説明します。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾病などにより必ずしも判断能力が十分ではない方（ご本人）について、その権利や財産を守り、ご本人を支援する制度です。

例えば、預貯金の解約、保険金の受領、不動産の売買などを行うには、その行為をすることによって、自分がどのような利益を受け、どのような不利益を被るかを十分理解する必要がありますが、ご本人自身がそうした判断ができないか、援助が必要な状況にある場合には、ご本人の代わりに判断したり、ご本人を援助したりする人を決める必要があります。

成年後見制度のうちの法定後見は、さらに次の3つの類型からなり、ご本人の判断能力の程度によってどの類型になるかが決まります。

- (1) 『後見』 ご本人の判断能力が全くない場合
- (2) 『保佐』 ご本人の判断能力が著しく不十分な場合
- (3) 『補助』 ご本人の判断能力が不十分な場合

2 後見とは？

- (1) ご本人の判断能力が全くない場合、つまり、自分の行為の結果について合理的な判断ができず、自己の財産を管理・処分できない状態にある場合は、後見の類型に当たります。日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方です。

なお、調子がよい時はある程度判断できても、判断できない状況が通常の状態であるような場合も、後見に該当します。

- (2) ご本人の判断能力の程度が後見に当たる場合、家庭裁判所は、「後見開始」の申立てにもとづき審理をして、後見開始の審判をすると同時に、職権で「成年後見人」を選任します。成年後見人には、ご本人の身上監護（介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などの締結）や財産管理（預貯金の出し入れ、不動産の管理・処分などの行為）について、法律に

より代理権が付与されます。

なお，成年後見人になったからといって，ご本人の財産が成年後見人のものになるわけではありませんので，御注意ください。

3 保佐とは？

- (1) ご本人の判断能力が著しく不十分な場合，つまり，日常的に必要な買い物程度は単独でできるものの，不動産の売買，金銭の貸し借り，相続問題の処理などの重要な行為について合理的な判断ができない状況にある場合は，保佐の類型に該当します。
- (2) ご本人の判断能力の程度が保佐に該当する場合，家庭裁判所は，「保佐開始」の申立てにもとづき審理をして，保佐開始の審判をすると同時に，職権で「保佐人」を選任します。保佐人には，民法第13条1項に定める行為（重要な法律行為）について同意権が付与され，ご本人が保佐人の同意を得ないでした行為の取消権を有することになります。

主な行為は以下のとおりです。

預貯金の払い戻し

借金をすること，または借金の保証人になること

不動産や高額な商品の売買

自己の財産を他人に贈与すること

相続の承認，放棄，遺産分割など相続問題の処理

- (3) 保佐開始の審判によって，保佐人には，同意権，取消権が付与されますが，それだけでは，ある特定の行為をご本人に代わって行うことはできません。もし，その必要がある場合は，「代理権の付与」の申立てをする必要があります。ただし，代理権付与のためには，ご本人の同意が必要となります。
- (4) 民法第13条1項に定める行為以外に，同意権，取消権の行使が必要となる場合は，「保佐人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることができます。

4 補助とは？

- (1) ご本人の判断能力が不十分な場合，つまり，財産の管理，処分は一応独力でできるかもしれないが，ご本人の財産を守るためには，念のため，誰かに援助してもらったほうがよい場合は，補助の類型に該当します。
- (2) ご本人の判断能力の程度が補助に該当する場合，家庭裁判所は，「補助開始」の申立てにもとづき審理して，補助開始の審判をすると同時に，職権で「補助人」を選任します。ただし，後見開始，保佐開始と異なり，「補助開始」の申立ては，ご本人以外の方が申し立てる場合，申立てそのものにご本人の同意が必要です。
- (3) 「補助開始」と共に「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることによって，民法第13条1項に定める行為の一部について同意権が付与されます。同様に「代理権の付与」を申し立てることによって代理権が

付与されます。

なお、いずれの場合においても、ご本人の同意が必要です。

5 任意後見制度とは？

法定後見と異なり、ご本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、ご本人の判断能力が不十分になった時に、任意後見人がご本人を援助する制度です。

家庭裁判所が、申立てにもとづき審理して、任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や契約手続などについては、お近くの公証役場でご確認ください。

第2 後見開始・保佐開始・補助開始の申立てとその後の家庭裁判所での手続について説明します。

1 申立てができる人

ご本人，配偶者，4親等内の親族，法定後見人等，任意後見人，後見監督人等，市町村長，検察官です。

4親等内の親族とは、ご本人からみて次の人たちになります。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) 兄弟姉妹，甥，姪
- (3) おじ，おば，いところ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おば
親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばの配偶者

2 申立てをする裁判所（管轄）

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所（生活の本拠があればよく、住民票上の住所でなくても差し支えありません。）になります。

兵庫県下の管轄については、「管内支部等所在地一覧」を御覧ください。
また、他の都道府県下の場合は、家庭裁判所の窓口にお尋ねください。

3 申立てに必要な書類等

『申立てに際してご用意いただく書類等』に一覧記載していますので、ご確認ください。

なお、管轄の家庭裁判所によって、必要とされる書類等が異なることがありますので、念のため当該家庭裁判所に確認することをお勧めします。

4 一般的な手続（審理）の流れについて...下記のとおりです

